

り、もとより使臣は獨り朝廷より之を發するのみならず、各路の諸司よりして朝廷に致すものもあるを以て、之に鋪馬聖旨を給與し、以て使人の發送に便ならしめぬ、されと中央と地方とを問はず、各衙門の擅まゝに劄子を發して使臣を往來せしむるは固く禁止せられたる處にして、只た給與せられたる劄子の外は之を用うるを許されざりき、されは同一の官衙にても事件の多少によりて、時に従かひて其給與の劄子の數を増減したりしなり、使節の往來に關しては各站赤より一々之か報告を徴したるものにして、元典章によれば『一、使臣經過起數、仰總府取會、每季不過次月始十日已裏申部、仍開使臣姓名并鋪馬數目、賚擊是何官司起馬劄子、來往某處、勾當公事』(兵部典章)と云へり。

使臣往來の中、民力を疲弊せさらしめんか爲めには頗ふる意を致したるものにして、或は使臣をして站戸内に休息せしめざらんとし、或は糧食草料等を站戸より徵發するを嚴禁する等のこと一再ならず、兵部典章元貞元年六月の條に『往來使臣、於館驛内安下者、官員民戸等房子裏、休安下者』^{ナカ}といへるものと如し、而して驛路によりて馬を往來せしむる時の如きも、民苦なからしめんか爲めに、特に六七十里毎に水草に富める地を撰ひて茲に營盤を設け、官員をして之に駐在せしめて諸般の給與に従事せしむるか如きに至りぬ(同上)、使臣の往來もとより其使命に於て緊急を要するものと然らざるとあり、其の緩慢の要務のものに至りては、途中自つから怠りて停住遲延し、而して後に及ひて驛馬を疾走せしめて之を償はんとし、爲めに馬匹を倒斃せしむるか如きこと往々にして存し、站戸の苦痛甚たしきものあるや、至元十年九月、終に鋪馬札の上に緊慢の文字を記して、緩慢に屬するものは日に三站を越えて行く能はずとし、站官は其札子の文字によりて、或は其日の程を止とまらしめ、或は數に應じて肥壯の良馬を附與して直たちに程を續けしむるの方法に出づるに至りぬ(同上)、此の如きは之か二三の例にすぎず、凡